国立大学法人東京学芸大学工事請負等契約要項の一部改正について

改正理由：他規程の改正に合わせ、誤字等の修正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）において発注する工事契約については，「国立大学法人東京学芸大学会計規程」（平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。）その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか，この要項の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）において発注する工事契約については，国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。）その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか，この要項の定めるところによる。
第２条　〔省略〕	第２条　〔省略〕
（入札保証金の納付等の明示） 第３条　契約担当役は，一般競争入札のための公告をするときは，入札保証金（その納付に代えて提供させる担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き，当該公告において，当該入札について入札保証金を納付すべきものであること，及び当該入札保証金は，契約の相手方（会計規程第34条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取り交わしをしないときは，本学に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。 ２　前項の規定は，指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において，同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と，「当該公告」とあるものは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。	（入札保証金の納付等の明示） 第３条　契約担当役は，一般競争入札のための広告をするときは，入札保証金（その納付に代えて提供させる担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き，当該広告において，当該入札について入札保証金を納付すべきものであること，及び当該入札保証金は，契約の相手方（会計規程第34条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取り交わしをしないときは，本学に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。 ２　前項の規定は，指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において，同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と，「当該公告」とあるものは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。
（入札保証金の納付手続） 第４条　契約担当役は，一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が，次項から第４項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは，入札保証金納付書に入札保証金を添えて，提出させなければならない。 ２　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年	（入札保証金の納付手続） 第４条　契約担当役は，一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が，次項から第４項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは，入札保証金納付書に入札保証金を添えて，提出させなければならない。 ２　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭　和17

法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは，競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ，かつ，登録済通知書又は登録済書を，入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。	年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは，競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ，かつ，登録済通知書又は登録済書を，入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。
３　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権であるときは，競争加入者に質権を設定させ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。	３　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権であるときは，競争加入者に質権を設定させ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。
４　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証書であるときは，競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ，遅滞なく，当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。	４　契約担当役は，入札保証金として納付させる担保が，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証書であるときは，競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ，地帯なく，当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
５　契約担当役は，前４項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは，調査の上，競争加入者にこれを封書に入れ密封させ，かつ，その封皮に，入札保証金が現金であるときはその金額，入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類，有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ，必要な事項及び競争加入者の氏名（法人の場合は，その名称又は商号）を明記させなければならない。	５　契約担当役は，前４項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは，調査の上，競争加入者にこれを封書に入れ密封させ，かつ，その封皮に，入札保証金が現金であるときはその金額，入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類，有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ，必要な事項及び競争加入者の氏名（法人の場合は，その名称又は商号）を明記させなければならない。
第５条～第１３条　〔省略〕	第５条～第１３条　〔省略〕
（契約保証金の納付手続） 第１４条　契約担当役は，契約の相手方に契約保証金を納付させるときは，次の各号により，当該各号に定める手続をさせ，当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。 (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは，契約の相手方に，当該現金を本学の取引銀行に振り込ませ，保管金領収証書を提出させること。 (2) 契約保証金として納付させる担保が，国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。），第３項の規定による有価証券及び第４項の規定による有価証券（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）	（契約保証金の納付手続） 第１４条　契約担当役は，契約の相手方に契約保証金を納付させるときは，次の各号により，当該各号に定める手続をさせ，当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。 (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは，契約の相手方に，当該現金を本学の取引銀行に振り込ませ，保管金領収証書を提出させること。 (2) 契約保証金として納付させる担保が，国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。），第３項の規定による有価証券及び第４項の規定による有価証券（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）

であるときは，契約の相手方に，当該有価証券を本学の取引銀行に払い込ませ，かつ，有価証券払込済通知書を提出させること。 (3) 契約保証金として納付させる担保が，登録された国債又は地方債であるときは，契約の相手方に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ，かつ，登録済通知書又は登録済書を提出させること。 (4) 契約保証金として納付させる担保が，第５項の規定による有価証券であるときは，当該有価証券を提出させること。 (5) 契約保証金として納付させる担保が第６項の規定による定期預金債権であるときは，質権を設定させ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること。 (6) 契約保証金として納付させる担保が，第７項の規定による銀行又は確実と認める金融機関の保証であるときは，当該保証を証する書面を提出させ，遅滞なく，当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結すること。 (7) 契約保証金として納付させる担保が，第８項の規定による「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは，当該保証を証する書面を提出させ，遅滞なく，当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。 ２　契約担当役は，前項第４号の場合において，契約上の義務履行前に契約保証金として納付された小切手がその提示期間を経過することとなり，又は契約保証金として納付された手形がその満期になることとなるときは，出納命令役に連絡し，出納命令役をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ，又は当該小切手若しくは手形に代わる契約保証金を納付させなければならない。 ３　契約担当役が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は，国債のほか，次に掲げるものとする。 (1) 政府の保証のある債権 (2) 銀行，農林中央金庫，商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 (3) その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの ４　前項第３号に規定する財務大臣の定める担保は，次に掲げるものとする。	であるときは，契約の相手方に，当該有価証券を本学の取引銀行に払い込ませ，かつ，有価証券払込済通知書を提出させること。 (3) 契約保証金として納付させる担保が，登録された国債又は地方債であるときは，契約の相手方に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ，かつ，登録済通知書又は登録済書を提出させること。 (4) 契約保証金として納付させる担保が，第５項の規定による有価証券であるときは，当該有価証券を提出させること。 (5) 契約保証金として納付させる担保が第６項の規定による定期預金債権であるときは，質権を設定させ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること。 (6) 契約保証金として納付させる担保が，第７項の規定による銀行又は確実と認める金融機関の保証であるときは，当該保証を証する書面を提出させ，遅滞なく，当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結すること。 (7) 契約保証金として納付させる担保が，第８項の規定による公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは，当該保証を証する書面を提出させ，遅滞なく，当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。 ２　契約担当役は，前項第４号の場合において，契約上の義務履行前に契約保証金として納付された小切手がその提示期間を経過することとなり，又は契約保証金として納付された手形がその満期になることとなるときは，出納命令役に連絡し，出納命令役をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ，又は当該小切手若しくは手形に代わる契約保証金を納付させなければならない。 ３　契約担当役が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は，国債のほか，次に掲げるものとする。 (1) 政府の保証のある債権 (2) 銀行，農林中央金庫，商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 (3) その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの ４　前項第３号に規定する財務大臣の定める担保は，次に掲げるものとする。

(1) 前項第１号の規定に該当するものを除くほか，「日本国有鉄道改革法」（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の「日本国有鉄道法」（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された「日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律」（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。） (2) 地方債 (3) 契約担当役が確実と認める社債 ５　第１項第４号に規定する担保は，次の各号に掲げるものとする。 (1) 銀行が振出し，又は支払保証をした小切手 (2) 契約担当役が確実と認める金融機関（「出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し，又は支払保証をした小切手 (3) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 ６　第１項第５号に規定する担保は，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権とする。 ７　第１項第６号に規定する担保は，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証とする。 ８　第１項第７号に規定する担保は，「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証とする。	(1) 前項第１号の規定に該当するものを除くほか，日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。） (2) 地方債 (3) 契約担当役が確実と認める社債 ５　第１項第４号に規定する担保は，次の各号に掲げるものとする。 (1) 銀行が振出し，又は支払保証をした小切手 (2) 契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し，又は支払保証をした小切手 (3) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 ６　第１項第５号に規定する担保は，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権とする。 ７　第１項第６号に規定する担保は，銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証とする。 ８　第１項第７号に規定する担保は，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証とする。
第１５条～第１６条　〔省略〕	第１５条～第１６条　〔省略〕
（工事請負契約基準） 第１７条　契約担当役は，工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は，契約の履行については，別記第１号の「国立大学法人東京学芸大学工事請負契約基準」（平成16年４月１日制定。以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし，その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合には，当該部分を除外することができる。 ２　契約担当役は，特別の事情がある場合には，工事請負契約基準に定めるもの	（工事請負契約基準） 第１７条　契約担当役は，工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は，契約の履行については，別記第１号の国立大学法人東京学芸大学工事請負契約基準（平成16年４月１日制定。以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし，その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合には，当該部分を除外することができる。 ２　契約担当役は，特別の事情がある場合には，工事請負契約基準に定めるもの

のほか，必要な事項について契約を結ぶことができる。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成28年４月１日から施行する。	のほか，必要な事項について契約を結ぶことができる。 〔省略〕